

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、政令市である福岡市に隣接しておりベッドタウンとして宅地開発が進められてきた。その結果、年々人口が増加し、令和2年には福岡県下6番目となる111,023人まで増加した。人口の推移について、将来的には減少すると推測されており、令和12年は110,138人になると見込まれる。

市内の産業構造について、基幹産業と呼べるものは無く、人口密度の高い住宅地という地域特性から駅周辺や幹線道路沿いを中心に卸小売業・サービス業地域が展開している。市内事業者の約8割が地域の衣食住を支える卸小売業・サービス業を営んでいるのが特徴である。

小売業においては、大手量販店の出店攻勢が著しいほか、ECサイトが隆盛を極めており、小規模事業者数は減少傾向にある。今後は大型店・大手量販店との競争、ネット通販との競争に加え人口の減少にも対応しなければならない。

サービス業については、近年の高齢化を背景に、医療・福祉系の事業者が増加しているほか、教育サービス業を営む事業者も増加傾向にある。

これらは、人口密度が高く、年少人口割合が県内でも比較的高いといった本市の特徴を反映している。

反面、春日市民は人口の流動性が高いという特徴から、商業・サービス業において、売上ターゲットとなる地域住民が安定しにくい面がある。

中小企業者の減退は市民の生活に直結するため、導入促進基本計画を定め、中小企業者の先端設備等の導入を促進し、生産性の向上を図る。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内の産業は、卸小売業、サービス業、製造業の他、多様な業種が本市の経済を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本市の産業における多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象となる設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の種類の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺や幹線道路沿いに密集しているものの、市内全域において広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、春日市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸小売業、サービス業、製造業の他、多様な業種が本市の経済を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

2年間（令和7年7月27日～令和9年7月26日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、本計画の対象としない。また、次のいずれかに該当すると認められた場合は、計画の認定を取り消すこととする。

ア 春日市暴力団排除条例（平成22年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 暴力団又は春日市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(2) 健全な地域経済の発展を図るため、公序良俗に反する取り組みは、本計画の対象としない。

(3) 人員削減を目的とした先端設備等の導入計画は、本計画の対象としない。